

報告事項キ

鳥取県立生涯学習センター及び社会体育施設の指定管理候補者の選定について

鳥取県立生涯学習センター及び社会体育施設の指定管理候補者の選定について、別紙のとおり報告します。

平成25年9月6日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県立生涯学習センター及び社会体育施設の指定管理候補者の選定について

家庭・地域教育課
スポーツ健康教育課

このたび、教育委員会所管の指定管理候補者について、8月20日(火)及び8月21日(水)に開催した教育委員会指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、以下のとおり選定し、平成25年9月定例県議会へ付議します。

記

1 教育委員会指定管理候補者審査委員会の審査結果

施設名	区分	応募 団体数	指定管理候補者
生涯学習センター (鳥取市扇町21)	公募	1	公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 井上善弘
鳥取産業体育館・鳥取屋内プール (鳥取市天神町50-2、3)	公募	1	公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野利博
米子産業体育館 (米子市東福原8-27-1)	公募	1	公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野利博
倉吉体育文化会館 (倉吉市山根529-2)	公募	1	公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野利博
ライフル射撃場 (南部町猪子路806)	公募	1	鳥取県ライフル射撃協会 会長 戸田 至
武道館 (米子市両三柳3192-14)	指名 指定	—	公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野利博

2 各施設の審査結果概要 別添のとおり

鳥取県立生涯学習センターの指定管理補者の選定について

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市源太12番地 理事長 井上 善弘

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

3 委託料の額

420,090,000円・・・(1) (債務負担行為額 420,090,000円)
[参考]単年度委託料の額 ((1) ÷ 5年) 84,018,000円

4 選定理由

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記の1団体のみであった。審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条及び鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（以下「生涯学習センター条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記団体は指定管理者として適当であると認める。

[選定理由]

当該施設の指定管理者として、現在、適正に施設の管理運営を行っている実績があり、その経験とノウハウが今後活かされ、生涯学習の拠点施設として更なる期待ができること、収支計画も堅実であると認められることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県教育文化財団	鳥取市源太12番地	理事長 井上 善弘

6 審査委員

氏名	所属等
高井 亨 (委員長)	鳥取環境大学地域イノベーション研究センター講師
山根 朋洋 (副委員長)	税理士
西山 美幸	鳥取県子ども会育成連絡協議会事務局職員
船越 紀子	鳥取県連合婦人会事務局職員
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局次長

7 審査結果

(1) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 	必須(平等な利用が確保されないと認められる場合は、失格)
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) 管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開 施設設備の維持及び衛生管理の水準 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 	30

		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の要望の把握 	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画及び見積内容 ・県の委託料額の多寡 	30
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・組織及び職員の配置等 ・法人等の財政基盤、経営基盤 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 家庭教育推進協力企業としての協定締結 </div>	20
5	指定管理者が、教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保するとともに、教育委員会と連携及び調整をとり、生涯学習センターの利用促進を図ること。(生涯学習センター条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策 ・教育委員会との連携及び調整方策 	必須(優先的な利用が確保されないと認められる場合は、失格)
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。(生涯学習センター条例第5条第2号) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項(生涯学習センター条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針 ・生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力 	20

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

選定基準	得点 (配点)	評 価
1	適	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的を理解し、県立の施設であることを踏まえた対応が検討されている。 ・これまでの実績もあり、適切と考える。
2	26.4 (30)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの管理実績を踏まえ妥当な計画となっている。 ・稼働率の悪いパソコン研修室を一般の研修室として利用できるよう整備したり、コイン式コピー機を設置するなど積極的に施設の効用を發揮する内容となっている。 ・今後は若年層の利用を増やすような取組も必要である。
3	28.0 (30)	<ul style="list-style-type: none"> ・より稼働率を高め、利用料収入を上げていく取組が十分ではないことや、利用者が戻ることを前提にしている等の不確定な部分はあるが妥当な範囲での見積となっている。
4	14.0 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年度の賃借対照表からも正味財産等の状況等財政基盤に問題はみられない。 ・人員体制について、年齢構成等の関係で平成27年度以降に不確定な要素もあるが、概ね妥当である。 ・世代交代も含め人材育成に留意をし、働きやすい職場を心がけていただくとともに、障がい者の雇用についても今後検討をお願いしたい。
5	適	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体とのトラブルもなく信頼できる。 ・これまでの管理実績を踏まえて適切に対応される計画となっている。

6	15.6 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の普及振興を行うことを基本方針として認識しており、計画実施については、経験者もおりに信頼できる。 ・企画については若干の不安要素もあるが、人材の適正な育成により、発展的に実現可能と考える。 ・今後、新しい業務を担当する職員には社会教育主事等のスキルのある者を採用すること、若い者の意見や新しい意見も取り入れながら老若男女が参画できる事業計画を行うこと、センターを利用しない者の心をつかむような取組を行うことを希望する。
合計	84.0 (100)	

(注) 点数は、委員5名の平均である。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

- (1) 開館時間・休館日
 - 平日及び土曜日 9:00～21:00
 - 日曜日及び祝日 9:00～19:00
(県教委から指示があった場合には開館時間を臨機に対応する)
 - 休館日 年末年始6日間
設備点検等による施設貸出し不能日を9日程度予定

- (2) 利用料金
 - 現行料金と同じ(一部冷暖房料金を値下げ)
 - 使用料金減免も現状の基準を維持(一部別途協議)

- (3) サービス向上と利用促進のための取組み
 - とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」の運営
 - 「とっとり県民学習ネット」によりインターネットを活用した講座・イベント情報の提供
 - 情報誌の発行による施設やイベント、社会教育団体の活動を積極的な紹介
 - 生涯学習スクール「まなび」の一層の充実や、「まなび」を中心としたグループによる学習成果の発表と交流を目的とした「まなび・ふれあい交流会」の開催
 - ロビーへの生涯学習展示コーナーの設置
 - 生涯学習相談員による学習相談体制の確立
 - 団体交流室等の活用による社会教育活動を行う団体への支援
 - 生涯学習の振興を図るため、自主事業として「生涯学習公開講座」「ふるさと再発見生涯学習講座」「家庭教育支援講座」等の実施

- (4) 経費削減のための取組み
 - 外部の事業者への委託を複数年契約とし、原則として入札で委託先を決定。

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの 指定管理候補者の選定について

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

300,000,000円……（1） （債務負担行為額 302,015,000円）

[参考] 単年度委託料の額（（1）÷5年） 60,000,000円

4 選定理由

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、地域との連携や障がい者への配慮、スポーツ教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組みが見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 油野 利博

6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 理事
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	6 0
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	2 0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	3 0

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準 1	適／不適	適
選定基準 2	6 0	4 6 . 2
選定基準 3	2 0	1 7 . 6
選定基準 4	3 0	2 1 . 2
合 計	1 1 0	8 5 . 0

※点数は委員 5 名の平均

主な審査項目について

○選定基準 1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・ 県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準 2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・ 施設の効用を発揮できる自主企画のイベントが充実しており、高く評価された。
- ・ スポーツ教室に関わる指導員が障害者スポーツ指導員の資格を取得し、障がい者や高齢者へスポーツ導入の支援を求める。

○選定基準 3 【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・ 経費の効率化が図られており、高く評価された。

○選定基準 4 【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・ 体育・スポーツに関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。
- ・ 職員の指導力のより一層の向上に関する資格取得・スキルアップの計画的な実施を求める。

○その他

- ・ 施設の利用促進が図られており、高く評価された。
- ・ 指定管理となる以前の過去の死亡事故を教訓として、安全確保の徹底に対する取組が高く評価された。
- ・ 新規の企画は少ないが、事業の継続性は高く評価された。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

- 開館時間：〈体育館〉午前 9 時から午後 1 0 時
〈プール〉午前 1 0 時から午後 8 時

夏季（7～9月）午前9時30分から午後9時

○休館日：〈体育館〉毎月第4水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

〈プール〉毎週水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

学校の夏休み期間（7月20日～8月末頃）は休館しない。

（2）利用料金・減免

○（新規）利用料金は、現行どおりとし、週休日及び祝日等を実施しているプールの夜間時間（午後6時以降）の個人利用の料金の引き下げを平日も実施する。

○減免基準は、現行どおりとする。

（3）利用促進のための取組み

○県民体育館トレーニングルーム共通利用券を発行する。

○体育館1階ステージ及び2階ロビーをサークル活動等に開放する。

○体育館控室を会議室として利用する。

○（新規）キッズコーナー、子どもの遊び場、利用者の団らんコーナーとして芝広場を有効利用する。

○健康・体力相談コーナーの設置、健康セミナー、ニュースポーツ教室体験入学を実施する。

○意見箱の設置、アンケート調査の実施により、利用者の声を施設運営に反映する。

（4）経費削減のための取組み

○（新規）施設内の証明を計画的にLED化し経費削減を図る。

○節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

○外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

鳥取県立米子産業体育館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

142,000,000円……（1） （債務負担行為額 144,815,000円）

[参考] 単年度委託料の額（（1）÷5年） 28,400,000円

4 選定理由

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

実績やノウハウをもとに具体的な実施計画が示され、スポーツの振興のみならず、産業の振興に対しても地域と連携した取組みや、障害者への配慮、スポーツ教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組みが見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 油野 利博

6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 理事
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	6 0
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	2 0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	3 0

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準1	適／不適	適
選定基準2	60	43.6
選定基準3	20	17.2
選定基準4	30	20.8
合 計	110	81.6

※点数は委員5名の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・ 県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・ 産業面での利用にも積極的に取り組む計画であり、高く評価された。
- ・ 夜間の事故対応等に対するスタッフの勤務体制の改善を求める。
- ・ 日昼は、高齢者の方の利用が多いことから、HP・新聞の他高齢者向けの広報の強化を求める。
- ・ 施設に関する利用者からの要望（トイレ・エレベーター）については、高齢者・障がい者の利用を考えると必要であることから引き続き県へ設置要望活動を行っていくことを求める。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・ 経費の効率化が図られており、高く評価された。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・ 体育・スポーツに関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。
- ・ 職員の指導力のより一層の向上に関する資格取得・スキルアップの計画的な実施を求める。

○その他

- ・ 過去の施設利用実績として、平成24年度に耐震改修工事があったにも関わらず、創意工夫により利用料の増が図られており、高く評価された。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

○開館時間：午前9時から午後10時（現行どおり）

○休館日：（新規）毎週の休館日を廃止し、毎月第3水曜日、年末年始（12月29日から1月3日）のみの休館とする。

(2) 利用料金・減免

○利用料金は、現行どおりとする。

○減免基準は、現行どおりとする。

(3) 利用促進のための取組み

○フィットネスルームと米子屋内プールの共通利用券を発行する。

○キッズルームを設置し、希望により保育サポーターを手配する。

○体育館1階ホールをイベント等に利用する。

○体育館周辺のグリーンベルトを一般開放する。

○宅急便・郵便物の手配、ニュースポーツ等のルール説明などきめ細かい利用者の利便性向上に取り組む。

○意見箱の設置、アンケート調査の実施により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組み

○簡単な修繕、除草、草刈り等を職員が積極的に行うことで経費削減に努める。

○節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

○外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

210,000,000円……（1） （債務負担行為額 212,630,000円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 42,000,000円

4 選定理由

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。
〔選定理由〕

実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示されており、スポーツの振興のみならず文化振興に対する取組や、障がい者への配慮、スポーツ・文化教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組が見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 油野 利博

6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 理事
中島 喜久江	鳥取県文化団体連合会 理事
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	6 0
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	2 0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	3 0

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準 1	適／不適	適
選定基準 2	6 0	5 2 . 5
選定基準 3	2 0	1 8 . 0
選定基準 4	3 0	2 4 . 8
合 計	1 1 0	9 5 . 3

※点数は委員 5 名の平均

主な審査項目について

○選定基準 1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・ 県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準 2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・ 施設運営の基本的な考え方はしっかりしており、対策・運営の意欲が高く評価された。
- ・ 県民が使いやすい施設運営に向けての配慮がなされており、高く評価された。
- ・ スポーツ面と文化面、両立して振興に努めており、きめ細かい対応で今後の発展を期待できることが高く評価された。
- ・ 努力がうかがえ、スポーツ教室のさらなる充実が期待できることが高く評価された。

○選定基準 3 【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・ 経費の効率化が図られており、高く評価された。
- ・ 利用料金以外の財源確保が工夫されており、高く評価された。

○選定基準 4 【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・ 体育・スポーツに関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。
- ・ 施設の特性を踏まえた職員の配置がなされており、高く評価された。

○その他

- ・ 地域の核としての自覚があり、継続的に発展が期待できることが高く評価された。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前 9 時から午後 1 0 時

○休 館 日：年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）

(2) 利用料金・減免

- 利用料金は、現行どおり。
- 減免基準は、現行どおり。

(3) 利用促進のための取組み

- 障がい者、高齢者、外国人が安心して利用できる施設運営を行う。
- ロビーに情報コーナー、相談コーナーを設け、トレーニング室をサークル活動等に開放する。
- ロビーにアートオブジェ、観葉植物の展示スペースを設け、快適な空間を演出する。
- 夏季の研修室利用の少ない時期に、避暑スタディールームとして活用する。
- 子育て世代がスポーツ・文化活動に参加できるよう託児付き事業に取り組む。
- パン、おにぎりの移動販売、荷物の配達サービス、タクシー・出前弁当の案内などきめ細かい利用者の利便性向上に取り組む。
- 窓口聞取り、アンケート調査、意見箱の設置等により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組み

- 節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。
- 外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理候補者の選定について

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

鳥取県ライフル射撃協会 倉吉市横田440番地7 会長 戸田 至

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

4,775,000円……（1） （債務負担行為額 4,775,000円）

[参考] 単年度委託料の額（（1）÷5年） 955,000円

4 選定理由

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

従来からライフル射撃場を無事故で管理してきた実績や銃砲刀剣類所持等取締法に規定する公安委員会指定射撃場の管理の基準、管理方法の基準ともに充足できる団体であると認められ、今後の普及活動や後継者の必要性を自覚しており改善が期待できることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
鳥取県ライフル射撃協会	倉吉市横田440番地7	会長 戸田 至

6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
福永 斉巳	鳥取県警察本部生活環境課 課長補佐
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	5 0
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	4 0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (4) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ I S O ・ T E A S の 認 証 等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (5) 管理運営実績評価	2 0

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	鳥取県ライフル射撃協会
選定基準 1	適／不適	適
選定基準 2	5 0	3 1 . 8
選定基準 3	4 0	1 9 . 2
選定基準 4	2 0	6 . 8
合 計	1 1 0	5 7 . 8

※点数は委員 5 名の平均

主な審査項目について

○選定基準 1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・ 県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準 2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・ 限られた予算・人員体制の中で工夫して管理運営がなされており、高く評価された。
- ・ 中・高校生の競技者など利用者の裾野を広げていくことを求める。
- ・ ライフル競技の普及振興を図るため、新たな企画の実施を求める。

○選定基準 3 【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・ 特になし。

○選定基準 4 【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・ 限られた人材の中で適切な管理が計画されているが、今後、人材育成を行っていくことを求める。

○その他

- ・ 組織の活性化を求める。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前 9 時から午後 8 時

○休 館 日：毎週月曜日、年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）

(2) 利用料金・減免

○利用料金、減免基準は現行どおり。

(3) 利用促進のための取組み

○射撃競技を希望する者に対して、正しい知識の普及と実技（ビームライフル）の講習等を実施する。

(4) 経費削減のための取組み

○場内の設備は、管理者による常時点検を行う。

○管理経費節減のため、ライフル射撃協会等による草刈り、清掃、害虫駆除等を行う。

鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立武道館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者(指名指定)

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

316,000,000円……(1) (債務負担行為額 316,855,000円)

[参考] 単年度委託料の額（(1)÷5年） 63,200,000円

4 審査委員

氏名	所属等
関 耕二(委員長)	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代(副委員長)	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
三村 健一	鳥取県空手道連盟 事務局長
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

5 審査結果

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 管理の基準(開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開) (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応	60

		(5) 武道の普及振興への理解 (6) 武道の普及振興事業の企画力	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	30

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	60	42.2
選定基準3	20	16.4
選定基準4	30	20.6
合計	110	79.2

※点数は委員5名の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・各武道教室を年齢、経験別に分けるなど運営に工夫があり、高く評価された。
- ・平成21年度から毎年10万人以上の安定した利用数があり、高く評価された。
- ・武道以外についても施設の特性を生かした活用が提案されており、高く評価された。
- ・武道館としての本来の目的に配慮した上で、武道以外の利用促進についての更なる取組

を求める。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

・利用者の拡充が見込まれておらず、積極的な施設運営を求める。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

・武道技術に関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。

○その他

・武道の普及において、関連団体と連携を図り、更なる普及活動及び質の向上を求める。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後10時

○休館日：年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用料金・減免

○（新規）利用料金は、現行どおりとし、一般利用回数券を新たに発行する。

○減免基準は、現行どおりとする。

(3) 利用促進のための取組み

○会議室、研修室を文化活動等に開放する。

○窓口聞取り、アンケート調査、意見箱の設置等により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組み

○節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

○外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。